

# 民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス sminnsyo@ybb.ne.jp



新型コロナウイルス拡大・政府の自粛要請と一体で損失補償の実施を

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業でお困りの世帯の皆様へ

## 生活福祉資金 特例貸付のご案内

高知県社会福祉協議会 R2.3.23

令和2年3月25日(水)から受付を開始します。

相談・申込受付時間：午前9時～午後5時(土曜、日曜、祝日は除く)

受付窓口はあなたが今お住まいの「市町村社会福祉協議会」です

借入申込みにあたっては、申請される方とその世帯員について現在の状態が確認できる書類が必要です。

なお、生活保護受給者や債務整理中の方、暴力団員が属する世帯は対象となりません。

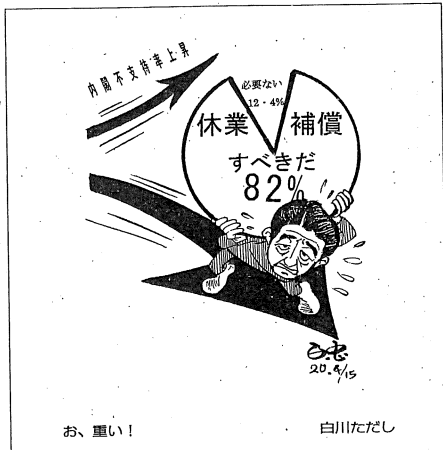
### 緊急小口資金 (一時的な資金が必要な方)

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額  
原則として、一世帯につき一回限り10万円以内  
但し、次の(1)～(5)など特に必要と認められる場合は、一世帯につき一回限り20万円以内  
(1)世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき  
(2)世帯員に要介護者がいるとき  
(3)世帯員が4人以上いるとき  
(4)世帯員に①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき  
①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子  
②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子  
(5)世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき  
(6)(1)から(5)までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子 ●連帯保証人 不要

### 総合支援資金(生活支援費)(生活の立て直しが必要な方)

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限額 (二人以上)月20万円以内・(単身)月15万円以内
- 貸付期間 原則3月以内
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間終了後10年以内
- 貸付利子 無利子 ●連帯保証人 不要

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが貸付要件となります。



お、重い!

白川ただし

新型コロナウイルスの影響から経営を守ろう  
生活福祉資金 特別貸付  
先日、会員が申し込みました。  
融資の可否は後日ですが、「否決された方はいませんか」と質問してみると、「この間申込された方で否決された事例は有りません」と。(件数は不明)他にも、申込の予定があります。気軽に借りて、コロナに打ち勝ち、事業を守りましょう。

## コロナ支援融資制度等については 民商へ

須崎民商管内の  
会員・会員外も厳しさと増大  
助成金・融資等を活用して、乗り切ろう  
新型コロナウイルス感染症による自粛要請や入国規制  
①「中国から材料が入らず仕事ができない」  
▲魚釣りの「えぎ」作りの事業をしているが、仕入が出来ず収入を得る事が難しく、内職従業員への給料が払えないので融資を受けたい。▲パソコン業の会員さんは、中国からパソコン部品が入らず、修理や組み立てが出来ず困っている。見通しが立たない。▲管工事業者も、今後仕事ができなくなるかも。

- ②「お客が全然来ない」  
▲飲食店経営2会員。▲スナック経営者は、2月、3月は昨年比半減、4月は8割位の落ち込み、従業員への給料や生活が厳しくなる。事業を継続するためには、どうしても融資を受けたい。
  - ③ 建設業で、昨年からは仕事はなく、今年度も見通しが立たず脱会者もいます。
  - ④ 会員外からも、資金繰りの問い合わせ。助成金も活用しましょう。持続化給付金等を利用して、事業を継続しましょう。
- 緊急事態宣言全国拡大、事業補償は不可欠です。